第３号様式

　　　　年　　月　　日

（あて先）　　施設管理予定者

　　　　　　　岐　　阜　　市　　長

　　　　　　　　　　　　開発許可　　住所

　　　　　　　　　　　　申 請 者　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　（　　　）　　　－

　　　　　　　　　　　　図面作成　　住所

　　　　　　　　　　　　及び設計者　氏名

　　　　　　　　　　　　(申請代理人)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　（　　　）　　　－

公共施設管理予定者との協議申請書

　都市計画法第３２条第２項の規定により、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理について、下記のとおり申請します。

記

公共施設の所在　　　岐阜市

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種　類 | 図面番号 | 設　計　概　要 | 管　理　者 | 用地の帰属 | 摘要 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面 　積 |
|  |  | ｍ  | ｍ  | ㎡  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

添付図面

　１　予備協議結果通知書（写し）

　２　位置図及び付近図　　　　　　　縮尺　1／25000以上（1／2000～1／3000）

　３　土地利用計画平面図　　　　　　 〃　 1／1000以上

　４　排水計画平面図 〃 　1／200～1／600

　５　公共施設の新旧対象図 〃 　1／200～1／600

　６　公共施設の新旧求積図 〃 　1／200～1／600

　７　公共施設構造図 〃 　1／50

　８　公共施設の縦断図、横断図 〃 　1／200～1／600

　９　公図の写し

　10　その他市長が必要と認める図書

〔注〕※　開発区域は、朱線で囲み、道路、水路、公園等を色分けし凡例を記入してくだ　　　　さい。

 ※　公共施設協議書及び関係図書を添付し各２部作成してください。

第４号様式

公　共　施　設　管　理　協　議　書

　　　　年　　月　　日

施設管理予定者　　住所　岐阜市司町４０番地１

氏名　岐阜市長　柴　橋　正　直

開発許可申請者　　住所

氏名

　都市計画法第３２条第２項の規定により、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理について、下記のとおり協議しました。

公共施設の所在　　　岐阜市

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種　類 | 図面番号 | 設　計　概　要 | 管　理　者 | 用地の帰属 | 摘要 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面 　積 |
|  |  | ｍ  | ｍ  | ㎡  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

そ の 他 の 協 議 の 内 容

１　別添図書のとおり施工してください。

２　関係他法令の許可をとってください。又、当協議内容と他の法令等の間に整合しない部分が出た場合は再度協議（調整）してください。

３　予備協議結果通知書の意見を守ってください。

４　官民境界を明確にしてください。

５　工事完了届書の提出と同時に公共施設の管理引継ぎ申請書に関係図書（登記承諾書、印鑑証明書など）を付けて提出してください。

６　市に帰属する土地（以下、帰属用地という。）に抵当権等、所有権以外の権利の登記が存在する場合は当該登記を管理引継ぎ申請書の提出の前日までに申請者において抹消してください。

７　帰属用地の地目は用途に合わせて管理引継ぎ申請書の提出の前日までに申請者において変更してください。

８　帰属用地の面積は原則として公簿と実測を一致させてください。

９　道路内及び帰属用地内に障害物（電柱、標識等）がある場合には事前に関係機関と協議し適切なる位置に移転してください。

10　帰属用地は舗装をすると共に道路面に水たまりができないようすり付け舗装オーバーレーなどを施工してください。

11　帰属用地の境界には境界杭（プレート・鋲）を設置してください。

12　開発行為などに関する工事により道水路に汚破損が生じた場合には管理者と協議し、速やかに原形に復旧してください。

13　視線誘導標、ガードレール、カーブミラーなど必要に応じ設置してください。

14　帰属する用地の確定測量図を付けてください。なお、構造物（側溝など）が32条協議の用地より民地に突出している場合には、その構造物まで分筆し帰属してください。

15　公共施設の管理引継に伴い現地確認を行います。現地確認の結果不備な箇所があれば手直しをしてください。

16　道路内の電柱、地下埋設物（上下水道、ガス、消火栓等）については、それぞれの関係者あて新規占用をとるよう通知してください。

17　申請者管理の公共施設については、申請者で適切に維持管理すると共に他の用途に変更しないでください。

18　都市計画法第36条第３項の公告の日の翌日から１年間以内に公共施設が汚破損した場合は申請者が自費で修復工事をしてください。

19　この協議内容に定めのない事柄で疑問が生じたときは都市計画法及びその他の法令の定めるもののほか双方の協議とします。